政　令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十四号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号ただし書中「一の項の中欄」の下に「及び三五の二の項（一）」を加える。

別表第一の二の項（十三）中「これらの」の下に「部分品若しくは」を加える。

別表第一の五の項（十三）中「又はセラミックの半製品若しくは一次製品」を削る。

別表第一の七の項（八）中「エンコーダ」の下に「又はその部分品」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第四条第二項第一号ただし書の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　世耕　弘成

内閣総理大臣　安倍　晋三

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十五号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（平成三十年度から平成三十二年度までの第二号被保険者負担率）」に改め、同条中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に、「百分の二十八」を「百分の二十七」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三